

令和3年度

雲南市農業振興施策に関する
意見書

令和 2年12月 8日

雲南市農業委員会

雲南市の農業振興施策に関する意見書

雲南市農業委員会は令和 2 年 7 月の農業委員会委員の改選において新たな委員体制で活動を始めています。その活動の一つでもあるこの農業振興施策に関する意見について雲南市内における農業を取り巻く状況と今後の農業振興施策に対し意見をまとめました。

平成 28 年度の農業委員会等に関する法律の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会における重点業務と位置付けられ、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地発生防止・解消、新規参入の促進をより強固に推進していくこととなりました。

中山間地域にある雲南市の現状は、谷間に位置する農地が荒廃し耕作放棄地が多数発生し林野化の進行に伴い鳥獣被害なども深刻化しています。そのような現状の中、農村を支えるのは小規模農家の存在です。

そこで中山間地域の農業の現状を今一度検証し、その「特性」を生かした取り組みを行う事が必要と考えます。その「特性」とは一般的に集約化・大規模化が求められていますが、小規模農家の存続を考えた施策も必要と思います。

現在中山間地域の農業を支えているのは高齢者や小規模農家です。今は何とか中山間地域等直接支払交付金等の関わりから必死に維持していますが、将来の見通しのないままではやがて途絶えてしまいます。また中山間地域の条件不利地域においては、担い手対策と集落を構成する小規模農家に配慮した施策を同時に進める必要があります。

折しも第 5 期目の節目の機会にスタートとなる中山間地域直接支払交付金に、雲南市独自の施策を講ずることを切に要望し、具体的な取り組みを提案します。

令和 2 年 1 2 月 8 日

雲南市長 原 仁史 様

雲南市農業委員会

会長 加藤 一郎

Ⅰ 担い手・後継者の育成・確保対策について

2020年代は少子化が加速し、人口減少も拡大し、とりわけ雲南市のような中山間地域は著しく減るといわれている。このことは、農業の担い手が不足する深刻な問題となる。

近年の農業振興施策により、取り残された条件不利地域の山間部は農業後継者がなく高齢化と共に農地の荒廃が進む地域が年々増加している。

このままでは近い将来、農地や地域の草刈りをする人もなくなり限界集落が多発し、地域全体に多大な影響を及ぼすと思われる。農業従事者の高齢化による農業離れなど、さまざまな問題が山積しており明るい未来が見えない現実に農業者は危機感を抱いている。

このような中、本市で水稻だけでなく様々な農作物による農業経営が展開されているが、多様な農業に対し本市の目指すべき方向を明確にし、農業者や地域、関係団体、行政がしっかり連携し持続可能な農業を実現するためには政策や支援が重要であることから次の施策を要望します。

- ① 農地を維持管理するうえで集落単位での共同作業の継続はとても重要です。雲南市の「担い手農地集積補助金」のさらなる拡充を講じること。
- ② 農事組合法人等に耕作委託を断られたり、後継者等の問題により耕作ができないなど、耕作の委託ができない農地が増えており、個人農家がそのような方々の水田を引き受け耕作しているのが現状です。それらの個人農家に対して作業機械の購入・更新・や種苗費、農薬費等の購入補助など耕作意欲の向上に繋がる支援策を講じること。
- ③ 非農家の方も農地を活用し野菜作りを楽しまれている方がいる。非農家なども市民農園（特に産直市場の近く）で野菜等を生産し産直市に出荷することで生産者を増やしていくことができるとされる。例えば休耕地を市民農園として活用し、農業機械や水の確保、休憩所などを整備することで、非農家でも市民農園の利用が考えられるので具体的な取り組み方法などの支援策を講じること。
- ④ 新型コロナウイルスの影響により、自宅で仕事することも可能となった企業等が増加しており都会地でなく田舎に住み仕事ができる。また、移住者や空き家付き農地取得者も増加している。これらI. Uターン者等の新規就業者への経済的支援や土地、周年栽培、資金面の助成など、就農支援など担い手の育成策を講じること

2 農地の環境保全・農地の維持管理について

令和 2 年度に実施した農地パトロールでは利用状況調査の結果、遊休農地は約 77ha となっています。遊休農地が発生する背景としては農業者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害による生産意欲低下、耕作条件の劣悪な農地など様々な要因が挙げられる。

雲南市の昨年度の集積は全体で 500 ha このうち新規は 46.6ha の農地が再生され遊休農地の解消が進められているが、遊休農地は依然多く存在しており増加する傾向は疑う余地がありません。

この問題を解決するためには当委員会や地域をはじめ関係機関が共通認識のもとに連携し、総合的な取り組みを行うことが必要となるので次の施策を講じられたい。

- ① 平坦地域にある農地の土地改良の更なる推進や中山間地域にある条件不利地域の荒廃化が加速している荒廃農地解消対策を速やかに講じられたい。
- ② 農地に隣接する県道、市道、農道等の公共用地法面の雑木、竹の伐採処分を道路管理者で対応する施策を講じるとともに農地に関連する小河川の堆積土や葦等の除去搬出処分についても河川管理者において措置を講じられたい。
- ③ 林業の振興と健全な里山環境保持、農地保全の観点から、農地に隣接する林地の伐開整備事業を講じられたい。
- ④ 畦畔の草刈り、薬剤散布、防虫、防草剤散布などの労働力軽減のため、リモコン式自走草刈り機やドローンなどの機器の購入助成の検討を講じられたい。
- ⑤ 休耕地管理について保安全管理のために放牧牛での草刈り管理を行う事も考えられるのでこのような取り組みなどに対しても助成等について検討を講じられたい。
- ⑥ 第 5 期中山間地域直接支払制度の継続促進を図るために雲南市独自の助成制度として、条件不利農地への交付金の追加加算（保安全管理対策費経費助成）や農地の周辺が山林に囲まれている場所や鳥獣被害防止策を講じている地域への農地などの加算や支援などを講じられたい。
- ⑦ 森林環境譲与税を活用した農村環境の保全対策の実施について、農地と周辺山林の一体的管理や補助事業として管理道等の整備事業の創設など、農地を守る環境整備に様々な支援策を講じられたい。

3 農業経営基盤の整備と安定化及び保安全管理について

農業者の農業経営は、コメ需要の減少傾向や農産物の価格低迷に加え、近年の農業資材等の高止まりなどから農業所得が伸び悩む一方で、農業機械等の購入や更新・修繕費用などが恒常的に発生し農業経営は厳しさを増している。農業経営の安定化を図るためには、生産性の向上、特産品の育成などの施策を一層推進することが必要と思われるので次の施策を望みます。

- ① 中山間地域にあった土地改良にあわせ稲作、野菜、果樹、畜産などを組み合わせた複合型経営の推進を講じられたい。
- ② 道路交通法の改正によりトラクターに車幅170センチ以上のロータリー等を装着し一般道路を走行する際は大型特殊免許が必要となった。市やJAからの大型特殊免許取得費用の一部助成について支援を講じられたい。
- ③ コロナ禍により販売収入が減少した農家には収入保険制度の補償が有効である。市、JAなど関係機関での積極的な加入推進を希望する。
- ④ 今年の夏も記録的な高温で水稻・畑作物に、高温障害が発生している。ハウス栽培では天窓・換気扇・寒冷紗取付を、露地栽培では給水施設・寒冷紗取付に伴う雨避け用パイプハウス設置など、高温障害対策の一部助成の支援を講じられたい。

4 有害鳥獣被害対策・防止対策の強化について

有害鳥獣による農業被害に関しては、これまでも様々な被害防止対策が講じられているが、イノシシなどによる獣害に加え、鳥害も後を絶たない。このような有害鳥獣による農作物への被害は、農業経営に支障をきたすほか、営農意欲の低下を招き、その結果が遊休農地増加の一因となっている。有害鳥獣による農作物への被害を防止するための更なる対策強化のための施策を望みます。

- ① イノシシ、サル、クマの他シカが出没する地域が出てきた。市全体・自治体の鳥獣害の情報を共有し、適切な対応策を講じられたい。
- ② イノシシの害について、道路公道・農道の法面を掘り破壊され側溝が土で埋まる被害が多いため、防護シートで覆うなどの措置に対する支援を願いたい。
- ③ 獣害被害対策としては、各圃場周囲には電気柵を設置し被害防止に取り組んでいるが、農道、水路等の被害も後を絶たず、耕作放棄地も増えている。またイノシシも年々増加しているのでこれまでの被害対策と合わせて、地域ぐるみで駆除又は追い払いを行っている地域への獣害駆除対策支援など講じられたい。
- ④ 鳥獣害対策の中でも、特にイノシシによる作物被害は様々な対策や助成措置が実施されている。しかし、水稻の収穫が終わり、電気牧柵やトタン等が撤去された後、水田内の水路や畦畔を破壊するケースが増加している。例えばミニバックホーなどによる修繕工事経費の一部助成、畦畔を保護する植栽費用の一部助成や畦畔等を保護するための指導講習会等の開催など地域で対応している地区住民等への支援等を講じられたい。
- ⑤ 鳥獣の捕獲に活躍されている猟友会への支援や捕獲金の増額、防護柵の設置補助金の拡大や(ワイヤーメッシュ設置事業)大型おり等を設置し捕獲に努力する場合の補助金や鳥獣処理場設置、駆除支援 保護区の解除と駆除期間、猟期期間の隙間がないようにするなど団体への支援と体制などの強化を講じられたい。

5 農業委員会業務への支援等

行財政改革による人員削減が進む中さまざまな行政課題に対応するため、人員配置等苦慮されている状況ではありますが、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動の充実を図るため、農業委員会業務全般に対し今後も引き続きご支援をお願いします。

- ① 地域の様々な情報は、地域自主組織に集約される。農地を取り巻く情報を地域自主組織と市、農業委員会が共有する仕組みを構築していくよう講じられたい。
- ② これまでに非農地判断後の所有者が行う地目変更手続きが、複雑であるためになかなか進んでいない。他県では関係機関の連携でスムーズに行えているので行政手続きで可能となるのであれば対応を願いたい。
- ③ 先進地事例では現場活動や農地パトロールでの活動でみて地図入りタブレットが効果的に活用されていた。本市でもタブレット端末の地図システム導入を引き続き要望します。